

令和 6 年 6 月 12 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01219

研究課題名(和文) 信託義務(fiduciary duty)論の現在

研究課題名(英文) What is Fiduciary Duty (after all) ?

研究代表者

金子 敬明(Yoshiaki, Kaneko)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：80292811

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、「フィデューシャリー・デューティー」の語が主に金融業界において広く知られるようになってきた日本の現状を踏まえて、信託義務(fiduciary duty)の語の本来の意味を、その発祥の地である英国や、コモンウェルス諸国(特にオーストラリア)における議論を参照しつつ、改めて確認しようとするものである。結果として、受託者(fiduciary)には多様な者が含まれること、受託者とされる者が負う義務のすべてが信託義務であるわけではないこと、過度な影響力(undue influence)の行使法理などの隣接する法理との境界線は必ずしも明確でないことなど、複雑な様相が明らかになってきた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

「フィデューシャリー・デューティー」の語は日本で金融業界に特化して用いられているが、信託義務という概念がもつポテンシャルからすると、それは不当に偏狭な用語法であるという他ない。代理や会社取締役など、信託と比較すれば日本法にも定着している概念を鍛え直したり、弁護士や不動産業者などが負う助言義務を信託義務の観点から整理しなおしたりすることは、有用な結果をもたらす可能性がある。

研究成果の概要(英文)：In light of the current situation in Japan, where the term 'fiduciary duty' has become widely known mainly in the financial industry, this study attempts to reaffirm the original meaning of the term fiduciary duty, with reference to discussions in England where it originated, and those in Commonwealth countries (especially Australia). As a result, complex aspects have emerged, such as the fact that fiduciaries include a wide variety of persons, that not all obligations owed by fiduciaries are fiduciary duties, and that the boundary with neighbouring doctrines, such as exercise of undue influence, is not always clear.

研究分野：民法

キーワード：信託義務 信託

### 1. 研究開始当初の背景

研究開始より少し前の時点で、「フィデューシャリー・デューティー」(fiduciary duty)の語は、日本において特定の文脈で用いられはじめていた。すなわち、金融庁は2014年度の「金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」において、金融商品の開発、販売、運用、資産管理それぞれにたずさわる金融機関において果たすべき役割・責任を指す語として「フィデューシャリー・デューティー」を選択し、それ以来、日本ではこの語はもっぱら金融機関に係る義務として観念されているように見受けられる。

しかるに、少なくとも英国法を見る限り、そのような用語法は全くとられていない。この彼我の差がどこから生じるのかを明らかにしたいというのが、本研究を始めようと思ったそもそもの動機であった。

### 2. 研究の目的

そこで、「フィデューシャリー・デューティー」(以下では「信認義務」とする)の語が人口に膾炙してきたのを契機として、改めて、信認義務という語の発祥の地である英国や、英国の法制度を受け継いだコモンウェルス諸国で、どのような文脈においてそれが語られているのかを確認することを、本研究の目的とした。

### 3. 研究の方法

比較的手法による。その際に、英国法を検討の対象としたことはもちろんである。また、当初の予定ではコモンウェルス諸国を全般的に取り上げる予定であったが、結果として、信認義務に関する議論が特に盛んなオーストラリア法を主に検討することになった。本来であれば、1で上述した金融庁の用語法に影響を与えたと思われるアメリカ法をも取り上げて、英国法と比較対照することが望ましかったところであるが、果たすことができなかった。

### 4. 研究成果

#### (1) 受認者の義務一般と信認義務との区別

信認義務は信託の受託者(trustee)が負う義務を範型とするが、代理人(agent)、組合員(partner)、会社取締役(director)にもあてはまるものとされる。これらに共通するのは、本人(principal)の財産状態を変更することのできる権限を受認者(fiduciary)が与えられており、かつその権限の行使につき受認者に判断の余地がある(いわゆる裁量性)ということである。

ところが、これらの受認者が本人に対して負う義務のすべてが信認義務ではないとされている。すなわち、受認者は本人に対する関係で、事務を誠実に執行する義務を負うが、これはたとえば労働関係において被用者が使用者に対して負うのと同様の義務であるという。信認義務の独自性は、本人の利益と、受認者自身の利益とのあいだに衝突(conflict)があるときに、受認者は本人の利益のみを考慮して判断を下さなければならないという原則(no conflict principle)に由来する。そして、この原則から、自己取引の原則的禁止や競業禁止義務など、より具体的ないくつかのルールが派生する、と説明されている。

#### (2) 信認義務は命令規範たりうるか

(1)と関連するのが、信認義務が、受認者による義務の違反を予防する役割をもっていることに争いはないとして、命令的規範としての性格をもつことがありうるか、という点である。この点は特に、受認者の情報開示義務との関係で議論されており、英国法ではそうなりうるということが認められているのに対し、オーストラリア法では、予防的な性格が強調されるあまり、積極的な情報開示義務は信認義務の一内容とはされていない。

#### (3) 受認者に該当する者

受認者は、(1)でも述べたように、一般的には、本人(principal)の財産状態を変更することのできる権限を与えられている者である必要がある。ところが、英国法では事務弁護士(solicitor)も、受認者の典型であるとされている。Penner教授はこのことを、事務弁護士はアドバイスすることにより顧客の決断に事実上の作用を及ぼすことができるから、という理由で正当化している。

さらに、顧客のために情報を集めてきてそれを顧客に渡すことを任務とする者(例として不動産業者)が受認者に該当するかには議論がある。これは、業者が自己の利益を優先させたり、買主候補者として紹介した者が自己(業者)と関係のある者であったりした場合に、報酬請求の可否や、業者の受けたコミッションの吐き出し請求との関係で問題となると思われる。日本

の宅建業者の地位との対比は興味深い検討素材となるように感じられる。

(4) 信認関係と「不当な影響力の行使」法理の適用される当事者の関係との接近？

(3) とも関係するが、カナダ出身の Smith 教授は、親が子との関係において受認者であると主張している。受認者は、その権限を、自己の利益のためではなく、受益者の最善の利益と思われることのために用いることを要求される者であり、このことは子に対する関係における親にもあてはまるというのである。もっとも、支持する見解は必ずしも多くないようであるが。

この議論を推し進めると、信認関係は、不当な影響力の行使の法理によって（主に無償の譲渡行為の）取消しが認められるような当事者間の関係へと限りなく近づいていくように思われる。実際、特にオーストラリアにおいて、「不当な影響力の行使」法理の基礎づけを信認関係に求める議論が有力に存在し、興味深い。今後さらに、オーストラリア法と英国法での「不当な影響力の行使」法理の位置づけの違いにも留意しながら、探求を進めていきたい。

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 96巻4号
2. 論文標題 宗教団体と民事法（上）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 80-85
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 金子敬明	4. 巻 96巻5号
2. 論文標題 宗教団体と民事法（中）	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 71-79
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------